

平成 31 年 2 月 19 日

学校法人 順天堂
理事長 小川 秀興 様

特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者機構日本
代表理事 佐々木 幸孝

申入れ及び要請

私ども消費者機構日本（以下、当機構といいます。）は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為の是正申入れ、消費者への情報提供、集団的消費者被害の救済等を通じて消費者被害の拡大防止・救済を図ることを目的として消費生活の専門家と法律の専門家ならびに消費者団体などから構成されている特定非営利活動法人です。また、消費者契約法第 13 条に基づく適格消費者団体の認定及び消費者裁判手続特例法第 65 条第 4 項の規定に基づく特定適格消費者団体の認定を内閣総理大臣から受けています。詳しくは同封のパンフレット等をご覧ください。

さて、貴法人ホームページで公表された平成 30 年 12 月 10 日付「医学部入学試験に係る第三者委員会緊急第一次報告書を受けて」と題する記事及び学校法人順天堂第三者委員会による平成 30 年 12 月 3 日付「緊急第一次報告書」によると、貴法人の運営する順天堂大学医学部の平成 29 年度及び平成 30 年度の入学試験において、女性及び浪人生に対する不利益な合否判定基準を設けていたことが明らかにされています。

その後、貴法人は平成 30 年 12 月 28 日付「本学医学部の平成 29 年度及び平成 30 年度入学試験における追加合格者に対する入学意向確認調査の結果並びに平成 31 年度入学試験における募集人員について」と題する記事において、平成 29 年度及び平成 30 年度の二次試験のうち、一般入学試験 A 方式、一般入学試験 B 方式、センター・一般独自併用入学試験、センター利用入学試験において不利益取扱いにより不合格になった受験生について追加合格とし、また、入学検定料の返還を行う旨、公表しています。

しかし、当機構において検討した結果、女性及び浪人生に対する不利益な合否判定基準を設けていたことについては、不法行為あるいは債務不履行に基づく損害賠償請求が可能であるとの結論に達しました。

そこで、当機構は貴法人に対し、下記のとおり申入れ及び要請を行います。
つきましては、本書面に対する貴法人の文書による回答を平成 31 年 3 月 18 日（月）までに当機構にお寄せください（回答書には、本件に関する貴法人の担当窓口、担当者名、住所、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレスをご記入ください。）。

なお、本件につきましては、本書面の内容並びに貴法人のご回答の有無及び内容等を当機構のウェブサイト等に適宜公表いたします。

記

I 申入れ事項

本申入れは、消費者裁判手続特例法の施行以降の入学試験について、同法による被害回復訴訟制度の適用範囲で行うものです。

消費者裁判手続特例法の施行以前の入学試験及び同法による被害回復訴訟制度の範囲外となるものについては、後述の「II 要請事項」にて別途要請します。

第 1 申入れの趣旨

平成 29 年度・平成 30 年度の医学部の入学試験を、一般 A 方式によって受験した女性及び浪人生である志願者（合格者（当該年度の追加合格者を含む）を除く）並びに一般 B 方式、センター・独自併用方式及びセンター利用方式によって受験した女性である志願者（合格者（当該年度の追加合格者を含む）を除く）に対して、直ちに入学検定料相当額の損害賠償金の支払いをしてください。

第 2 申入れの理由

1 不法行為責任について

(1) 大学においては大学の自治が認められ、いかなる方法で入学試験を実施するかにつき一定の裁量が認められますが、その裁量も制限を受けることがあります。

すなわち、憲法第 26 条では、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と規定され、憲法第 14 条では、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定されています。また、これらを受けた学校教育法第 4 条 1 項は、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならないが、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。」と規定され、さらに、学校教育法 3

条は、文部科学大臣の定める設置基準に従って学校を設置しなければならないとしているところ、文部科学大臣の定める大学設置基準第2条の2では、「入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。」と規定されています。

したがって、入学試験における合否の判定は、「公正かつ妥当な方法」で行われなければならない、性別等、受験者の属性を基準として合理的理由なく不利益な取り扱いをすることは「公正かつ妥当な方法」にはあたらないと考えられます。

しかし、順天堂大学における平成29年度及び平成30年度の入学試験のうち、①一般A方式、②一般B方式、③センター・独自併用方式、④センター利用方式の各方式においては、いずれも一次試験と二次試験が実施されたところ、①一般A方式においては、一次試験で女性及び浪人生に不利益な合否判定基準が設けられ、二次試験では、全ての女性に不利益な合否判定基準が設けられていました。また、②一般B方式、③センター独自併用及び④センター利用においては、二次試験で全ての女性に不利益な合否判定基準が設けられていました。

また、第三者委員会の調査によれば、このような方法を採用することにつき何ら合理的な理由も存在しませんでした。

さらに、このような「公正かつ妥当な方法」とはいえない合否判定基準を採用するのであれば、このような基準によって判定されることを望まない志願者が応募することを避けるため、「学生募集要項」や「アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）」等に基準を明記すべきところ、何らの記載もなされていませんでした。

したがって、貴法人が、医学部の入学試験において女性と浪人生に不利益な合否判定基準を設けたこと、また、その基準を「学生募集要項」等に明記しなかったことは、裁量の範囲を逸脱する違法なものといえ、不法行為にあたります。

(2) そして、このように「公正かつ妥当な方法」とはいえない方法によって合否を判定することがあらかじめ明らかであれば、女性や浪人生は、一般に受験しないと考えられることから、合否判定への影響の有無にかかわらず、入学検定料相当額が損害になると考えられます。

2 債務不履行責任について

入学試験受験契約は、その合格者に在学契約の申込みの資格を付与し、又は合格者に在学契約の予約完結権を付与する契約と考えられます。

そして、入学試験受験契約に特段の定めがなくても、大学設置基準が大学の最低基準である以上、大学設置基準を満たしていることは契約の内容にな

っているというべきです。

しかし、貴法人の採用する合否判定基準は、「公正かつ妥当な方法」とはいえない方法によるものであり、大学設置基準に違反しますから、入学試験受験契約の債務不履行に当たると考えられます。

3 請求

以上のことから、平成 29 年度・平成 30 年度の医学部の入学試験を受験した女性及び浪人生である志願者に対し、合格した者（当該年度の追加合格者を含む）を除き、入学検定料を返還してください。

なお、上記以外にも公正かつ妥当な方法で合格者を選考しなかったことがあったことが明らかになった場合には、さらに入学検定料の返還を求めることがあります。

II 要請事項

以下の要請は特定適格消費者団体が消費者裁判手続特例法に基づき請求しうるものではありませんが、被害の深刻さに鑑みて要請を行います。

第 1 要請の趣旨

女性及び浪人生に対する不利益な合否判定基準が採用されていなかったら最終合格していたことが判明した志願者に対する、不合格となったために被った損害（慰謝料、逸失利益等）の補償

第 2 要請の理由

上述のように、貴法人が「公正かつ妥当な方法」とはいえない方法によって合否の判定を行ったこと、そのような合否判定基準を採用していることについて学生募集要項等に明記しなかったことは不法行為に当たります。

したがって、貴法人は相当因果関係のあるすべての損害について賠償すべきであり、入学検定料相当額の損害のみならず慰謝料についても賠償されるべきです。さらに、「公正かつ妥当な方法」とはいえない方法により合否判定の結果不合格になった者については、逸失利益等その他の損害が生じていると考えられるので、それについての賠償を要請します。

以上

<本件に関するご連絡・お問合せ先>

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 主婦会館プラザエフ 6 階

消費者機構日本 事務局責任者（専務理事） 磯辺

事務局担当者 五藤

TEL 03-5212-3066 FAX 03-5216-6077